

「学校いじめ防止基本方針」 江南市立布袋中学校

令和 7 年度 4 月版

1 策定の目的

いじめ問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題であり、いじめ問題への対応は、学校における最重要課題の一つである。江南市立布袋中学校いじめ防止基本方針は、本校におけるいじめ問題を克服し、生徒の尊厳を保持する目的の下、いじめ防止対策推進法や江南市いじめ防止基本方針等に基づき関係機関が相互に連携し、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本方針を定めるものである。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、当該生徒に対して、当該生徒と一定の関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身に苦痛を感じているものをいう。

3 いじめの基本認識

いじめは、どの学校でも起こり得る問題であり、どの生徒もいじめの被害者にも加害者にもなり得ることから、すべての生徒に関わる問題である。

すべての生徒が安心して学校生活を送り、さまざまな教育活動の中で自らの力を伸ばしていくためには、いじめの防止等に取り組むとともに、いじめを生み出さない学校風土をつくることが大切である。

本校では、教育委員会、家庭、地域、警察、その他関係機関と連携して、「いじめをしない、させない、見逃さない」ための取組を積極的に展開し、生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができるよう努める。

- ・ いじめを生まない・許さない学校づくりを行う。
- ・ 生徒をいじめから守り通し、いじめ解決に向けた行動を促す。
- ・ 教員の問題発見力、組織的対応力の向上に努める。
- ・ 保護者・地域・関係機関と連携して取り組む。

4 いじめの防止対策

① 未然防止対策

生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような体制づくりを行っていく。具体的には、学校は、学び合う授業づくりや支え合う人間関係を構築する活動を通して、全ての生徒が教職員や友人と信頼し合える人間関係づくりに努める。また、道徳教育や体験活動等の充実を図り、生徒同士の人間関係をつくる力・コミュニケーション能力の向上に取り組むことにより、いじめの未然防止に努める。学び合う体系的・計画的にPDCAサイクルを実施することにより、取組の改善を図る。

② 早期発見・早期対応対策

学校は、研修等の充実を図り、全ての教職員がいじめに対する共通理解をもち、適切に対応できるよう、指導力の向上を目指す。また、定期的に調査を実施し、教育相談活動を充実させ、生徒が相談しやすい環境を整え、いじめの早期発見に努める。ささいな兆候であっても、疑いをもって、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有する。

情報を収集する具体的な手段は、以下のように示す。

○ 情報の共有

生徒指導部会（生徒指導主事を中心に各学年の生徒指導担当者、養護教諭）を月2回、保健相談部会（保健主事を中心に該当学年主任、該当学級担任、養護教諭、生徒支援担当、スクールカウンセラー、心の教室相談員）を月1回開催する。それぞれの学年でいじめや不登校を含める問題行動を集約し、全職員での情報共有を行う。

○ 日々の観察

授業中や放課後ホットタイム、休み時間や放課後の生徒の何気ない様子や雑談等にも目を配る。「生徒たちがいるところには、職員がいる」という状況をつくり、生徒とともに過ごす機会を積極的に設け、いじめ防止に心がける。

○ 観察の視点

生徒たちは、小学校中学年以降からグループを形成し始める。発達の個人差も大きくなるこの時期にいじめが発生しやすくなる。その発達時期をどのように過ごしてきたかなどの情報を収集し、学級内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどうであるかを把握し、また、気になる言動が見られた場合、生徒が自身の言動を振り返ることができるように、対話を中心とした支援を行う。

○ 教育相談

日常生活の中で教員の声かけなど、生徒たちが日頃から気軽に相談できる環境をつくる。そのためには、教員と生徒たちの信頼関係を形成することが大切である。

少なくとも学期に一度、全校生徒を対象とした学年職員との教育相談を実施する。また、必要に応じて随時、教育相談を実施する。

○ 教育相談事前アンケート（含：いじめ実態調査）

アンケートを、全校一斉に記名式で毎学期実施する。教育相談時に学年職員から確認するとともに、いじめの可能性のある内容については、個別懇談を重ね、迅速に対応する。

○ Q Uアンケートの分析

クラスの生徒たちが、自分たちの学級をどう感じているのか、自分の教室内での立ち位置をどう認識しているのか等を把握する。そして、そのクラスのまとめ具合がどうなのか、支援の必要な生徒は誰か、などを分析する。さらに、この結果を踏まえて、より団結したクラスをつくるにはどうしたらよいのか、支援が必要な生徒に対する対応方法を話し合う。

③ ネット上のいじめ対策

インターネットによるいじめの危険性を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する教育活動の充実を図る。

ネット上のいじめを発見した場合は、警察等の専門的な機関と連携して書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図る。

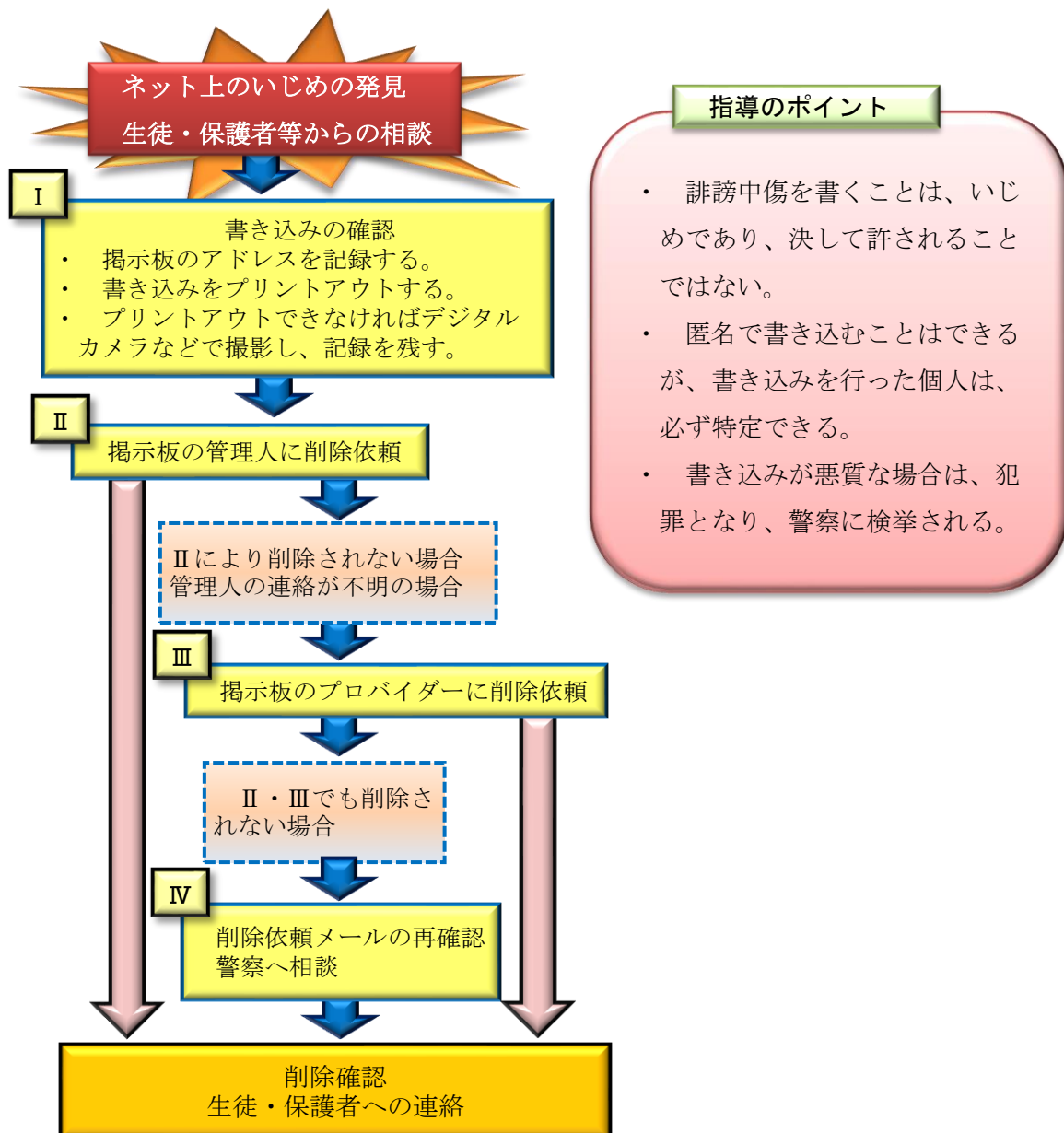
また、SNSの拡大により新たないじめが発生する恐れがあるため、教員、保護者、地域で連携し、常に新しく発生する問題に関心をはらう。

○ 関係機関と連携したネット上の書き込みや画像等への対応

書き込みや画像の削除、チェーンメールへの対応等、具体的な対応方法を生徒、保護者に助言し、協力して取り組む。学校、保護者だけでは解決が困難な場合は、警察等の専門機関と連携する。

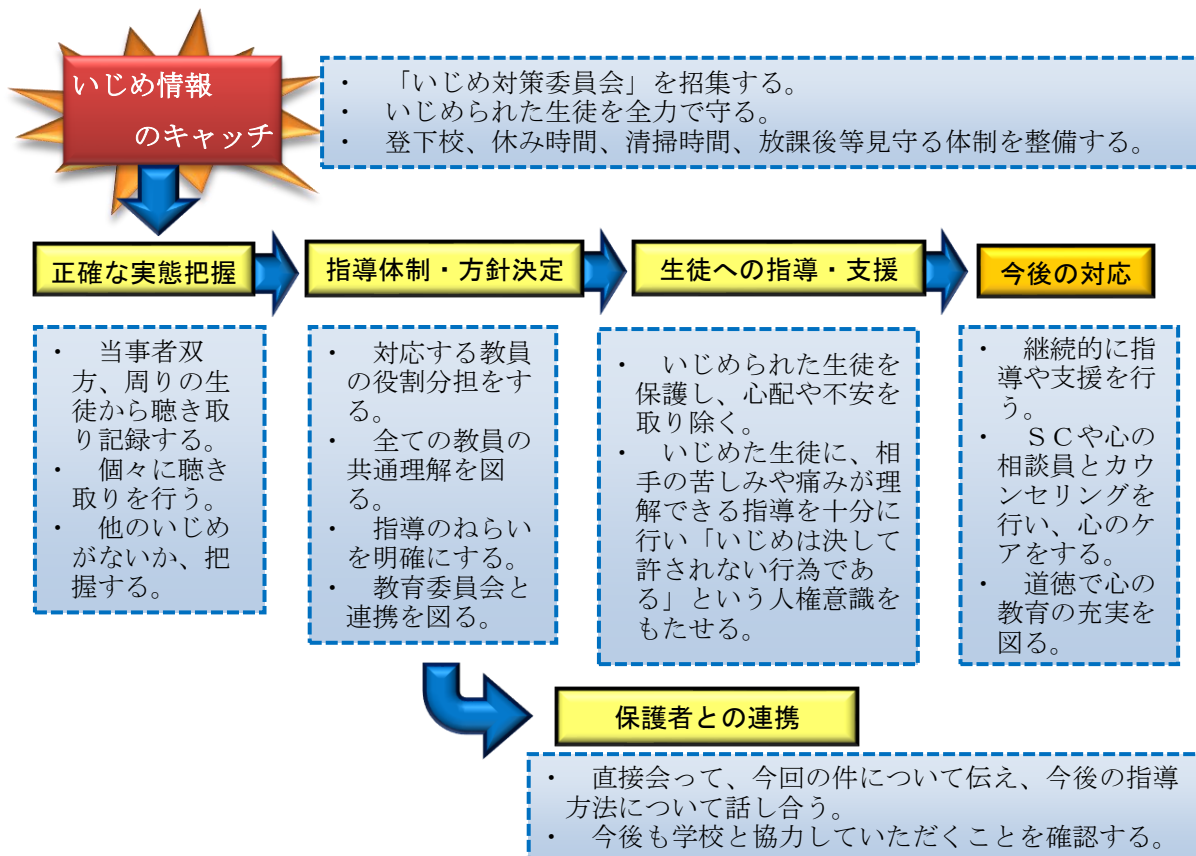
被害の拡大を防ぐために、専門機関等に相談し、書き込み等の削除を迅速に行う。

○ 書き込み等の削除の参考手順



5 いじめの基本対応の流れ

いじめの兆候を発見したときは、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をする。いじめられている生徒の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応する。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践的計画を立て、継続的に見守る必要がある。



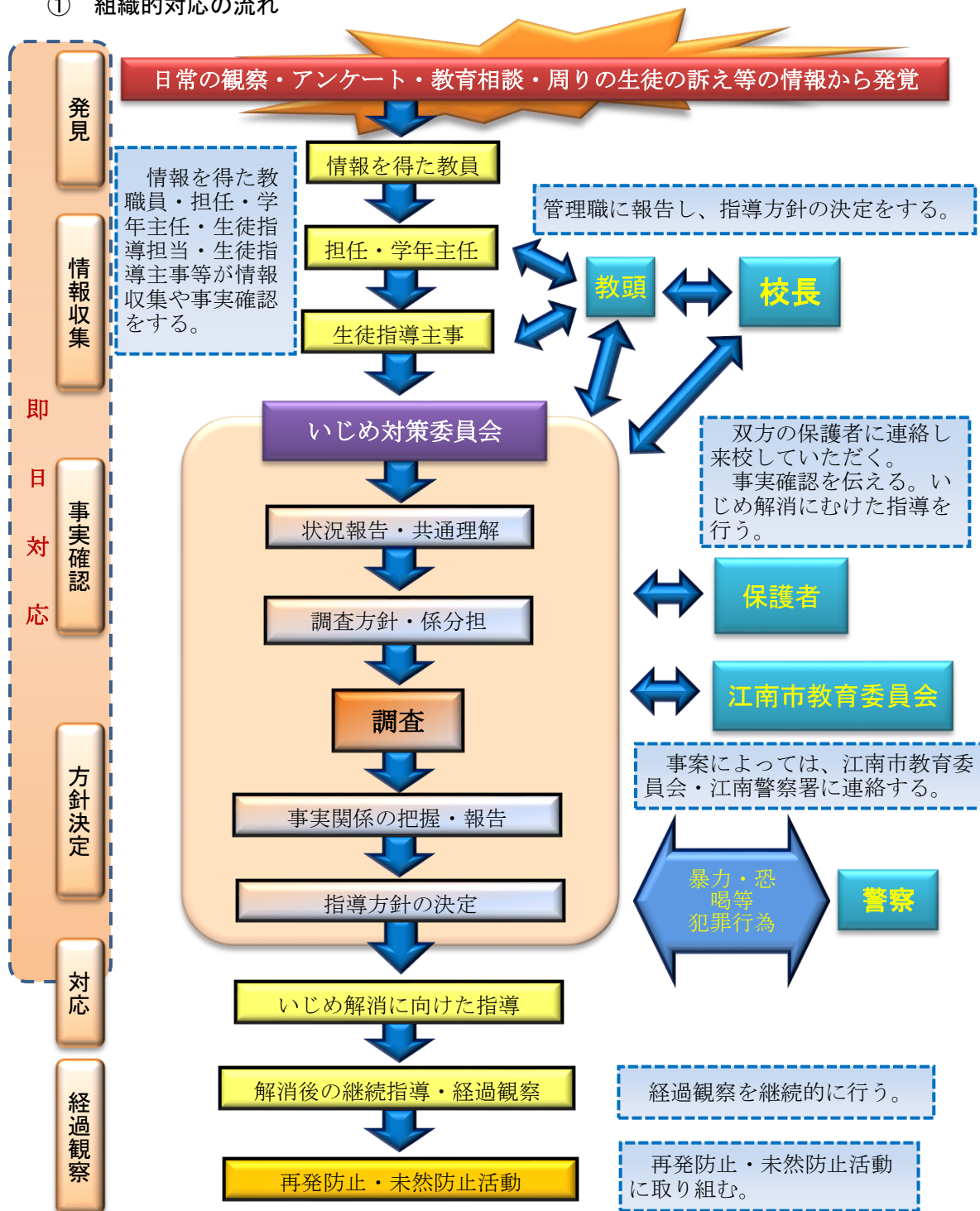
いじめを認知した教職員は、その時に、その場で、いじめを止めるとともに、いじめにかかわる関係者に適切な指導を行う。あわせて、直ちに学級担任、学年主任、生徒指導担当に連絡し、管理職に報告する。

いじめを把握すべき情報例

- | | |
|----------------------------|--------------|
| ・ 誰が誰をいじめているのか？ | 【加害者と被害者の確認】 |
| ・ いつ、どこで起こったのか？ | 【時間と場所の確認】 |
| ・ どんな内容のいじめか？ どんな被害を受けたのか？ | 【内容】 |
| ・ いじめのきっかけは何か？ | 【背景と要因】 |
| ・ いつ頃から、どのくらい続いているのか？ | 【期間】 |

6 いじめの問題に取り組む組織体制

① 組織的対応の流れ



※ いじめの事案の状況に応じて柔軟かつ適切に対応する。

※ いじめの解消に向けての取組にあたっては、迅速な対応が大切であることから、

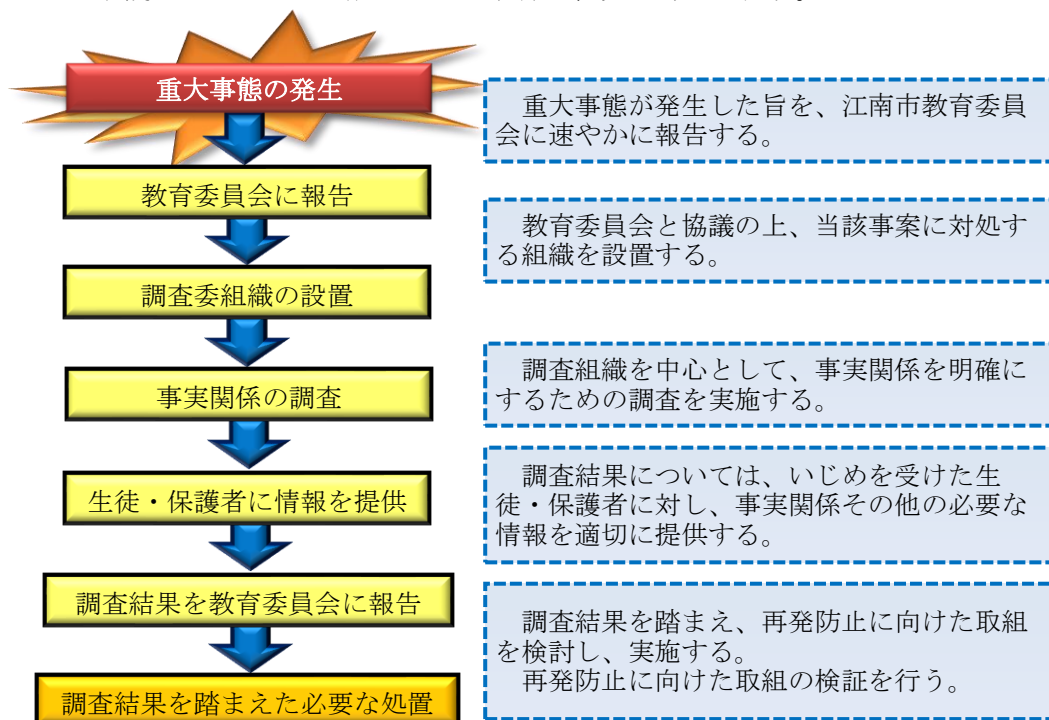
いじめの情報が入ってから学校の方針決定に至るまでを、「いじめの情報を得たその日のうちに対応すること」を基本とする。ただし、いじめが重大な場合やいじめられた側といじめた側の意識にずれが生じている場合は、把握した状況をもとに、十分に検討協議し慎重に対応する。

② いじめに対する対応

- ・ いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。
- ・ いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ・ いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置をとる。又は、加害生徒を別室等において学習を行わせる措置をとる。
- ・ 犯罪行為として取り扱われるいじめについては、江南市教育委員会及び江南警察署等と連携して対処する。

③ 重大事案に対する対応

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対応を行う。



7 いじめ防止の年間計画

	いじめ・不登校に対する取組	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月	・ 学校いじめ防止基本方針の確認	・ 学級・学年開き ・ 相談室やＳＣの生徒、保護者への周知	・ 相談窓口の生徒、保護者への周知 ・ 身体測定	・ 学校運営協議会への周知
5月	・ ＱＵアンケートの実施	・ サイバー犯罪対策講演会	・ 教育相談週間	・ ＰＴＡ役員会・委員会
6月	・ いじめ不登校対策委員会 ・ ＱＵアンケートの分析			
7月		・ 学校保健安全委員会 ・ 保護者会		・ ＰＴＡ役員会・委員会
9月		・ 学校保健安全安全委員会 ・ 教育講演会 ・ 薬物乱用防止教室		・ 学校運営協議会
10月	・ ＱＵアンケートの実施			
11月	・ いじめ不登校対策委員会 ・ ＱＵアンケートの分析		・ 教育相談週間	・ ＰＴＡ役員会・委員会
12月		・ 保護者会		・ 学校運営協議会
1月				・ 学校評価アンケート ・ ＰＴＡ役員会・委員会
2月	・ いじめ不登校対策委員会		・ 教育相談週間	
3月	・ 学校評価アンケートの検証			・ 学校運営協議会
通年	・ 生徒指導部会（月に１度実施） ・ 保健相談部会（月に１度実施）	・ 授業、行事を通しての人間関係づくり ・ 全校集会時の校長と生徒指導主事の講話 ・ 職員研修	・ 健康観察の実施 ・ ＳＣによる相談 ・ 生活ノートを活用	・ 親の会（月に１度） ・ あいさつ運動（月に１度）

